

地方における途切れない支援の提供体制の強化

1 「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の開催

警察庁においては、令和5年6月推進会議決定の項目④「地方における途切れない支援の提供体制の強化」において、「地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DXの活用に関しても検討を行う」とされたことを受け、「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」を開催することとした。

(1) 現状の把握

本検討会においては、地方における途切れない支援の提供体制の強化に向けた具体的な施策を議論する前提として、地方における犯罪被害者等支援の実情等を把握するため、全ての地方公共団体に対し、外部機関との連携状況、庁内の関係部署間の連携状況、現在の課題等についてのアンケート調査を実施したほか、13都道府県、16市区町村（政令指定都市、特別区を含む。）、9都道府県警察本部、13民間被害者支援団体に対し、関係機関・団体の連携状況、支援制度・サービスの実施状況、国への要望等についてのヒアリング調査を実施した。

これらの調査の結果、地方における犯罪被害者等支援について、以下のような課題・要望を把握した。

- 地方において、必ずしも、犯罪被害者等支援のための体制が充実しているとは限らず、犯罪被害者等支援のためのワン

ストップサービス体制を構築する必要があるのではないかと。

- 犯罪被害者等支援のためのワンストップサービス体制を有効に機能させるためには、支援の全体を調整するコーディネーターが必要なのではないか。
- 市区町村が犯罪被害者等支援に係る知見・ノウハウ等を十分に有しているとは限らず、都道府県が市区町村を支援する必要があるのではないかと。
- 犯罪被害者等に充実した支援を適時適切に提供するためには、支援に携わる機関・団体が集まり、支援の内容について協議・検討する場が必要なのではないか。
- 犯罪被害者等に対して充実した支援を提供するためには、既存の各種制度・サービスを確実に活用するとともに、犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスを充実させる必要があるのではないかと。

(2) 本検討会の開催経過

本検討会においては、上記の課題・要望を踏まえ、令和5年9月から令和6年4月までの間、有識者構成員のほか、内閣府、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の参加を得て、8回にわたって検討会を開催した。その中で、複数の地方公共団体及び民間被害者支援団体から取組状況等の説明を受けるとともに意見聴取を行うなどし、地方における途切れない支援の提供体制の強化について議論を深めた。

同月25日、議論の内容が取りまとめられ、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/meeting/local_kyouka/kaisai/index.html)においてその内容を公表している。

2 「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめ概要

本検討会の取りまとめでは、地方における途切れない支援の提供体制の強化に向け、以下のとおり、提言がなされた。

(1) 犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割

犯罪被害者等支援に携わる国、都道府県、市区町村、都道府県警察、民間被害者支援団体及びその他の関係機関・団体に期待される役割が整理され、各機関・団体において、自己の役割を認識することはもとより、相互に認識を共有した上で、その役割を積極的に果たしつつ、連携して対応すべきであるとされた。

特に、都道府県について、広域自治体として、(2)イで後述する「多機関ワンストップサー

ビス」の中核的役割を担い、域内の犯罪被害者等施策を総合的に推進すること、市区町村について、住民に最も身近な基礎自治体であり、生活を支援する各種制度・サービスの実施主体として、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供すること等が期待されているとされた。

(2) 地方における途切れない支援の提供体制の構築

ア 犯罪被害者等支援を充実させるための社会的基盤の充実強化

地方における犯罪被害者等支援を充実させるため、社会的基盤の充実強化として、全ての地方公共団体において、犯罪被害者等支援を目的とした条例[※]等の犯罪被害者

「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめ概要

地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会 取りまとめ (概要)

| | |
|--|--|
| <p>開催経過・構成員</p> <p>(開催経過) 令和5年9月(第1回)～令和6年4月(第8回)</p> <p>(有識者) ※敬称略・五十音順、◎：座長 ◎伊藤 富士江 元上智大学総合人間科学部教授 太田 達也 慶應義塾大学法学部教授 武 るり子 犯罪被害者遺族 野坂 祐子 大阪大学大学院人間科学研究科教授 前田 正治 福島県立医科大学医学部主任教授 和氣 みち子 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事</p> <p>(関係府省庁) 警察庁、内閣府、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省</p> <p>(事務局) 警察庁</p> | <p>第1 犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割</p> <p>【国】～犯罪被害者等施策の総合的立案・実施 ・地方公共団体への助言、施策等の情報提供、手引き等の作成、研修等 ・民間被害者支援団体への情報提供 ・地方公共団体等に対する必要に応じた財政上の措置</p> <p>【都道府県】～域内の犯罪被害者等施策の総合的推進 多機関ワンストップサービスの中核的役割</p> <p>【市区町村】～域内の犯罪被害者等施策の推進 生活支援のための各種制度・サービスの実施主体</p> <p>【都道府県警察】～犯罪被害者等のニーズを第一次的に把握 ニーズに応じた関係機関への情報提供・橋渡し</p> <p>【民間被害者支援団体】～民間の強みを活かした柔軟・迅速な支援 初期から中長期にわたる支援</p> <p>【その他の関係機関・団体】</p> <p>(共通) ・多機関ワンストップサービスに参画 ・犯罪被害者等のニーズを踏まえた支援の提供</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>第2 地方における途切れない支援の提供体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者等支援を充実させるための社会的基盤の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例制定・計画策定の促進 → 方策：制定・策定の意義や実効的な事項等の情報提供の充実 ・ 関係機関・団体における対応能力の向上と連携強化 → 方策：連携強化等に関する好事例、先進的取組の紹介 ○ 犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの実現 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関ワンストップサービスの在り方 (右図参照) ・ 機関内ワンストップサービスの在り方 → 方策：地方公共団体職員向け研修の実施・研修素材の提供 コーディネーター向け専門的研修の実施 地方公共団体アドバイザーの配置・運用 専門的知見・ノウハウの活用 手引きの作成・提供 ワンストップサービス実現のための援助の検討 | <p style="text-align: center;">先進的な都道府県の取組を参考とした多機関ワンストップサービスの仕組み (例)</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>第3 地方における途切れない支援を実現するための社会資源の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方における支援制度・サービスの活用・充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の各種制度・サービスの活用 ・ 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実強化 → 方策：提供する機関・団体間の連携強化、制度・サービスの継続的な周知特化制度・サービスの導入検討に資する情報の集約・提供 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者等支援におけるDX推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等の負担軽減、支援者の利便性向上 → 方策：犯罪被害給付制度の裁定申請等手続のオンライン化 犯罪被害者等のためのポータルサイトの充実 オンライン面談等の活用 支援者向けのポータルサイトの開設 支援者向け研修におけるオンラインの活用 |
|--|--|

※ 犯罪被害者等支援を目的とした条例とは、専ら犯罪被害者等の支援に関する事項について定めた条例(犯罪被害者等の支援に特化した条例(特化条例))をいい、安全で安心なまちづくりの推進に関する条例のように、条例の一部に犯罪被害者等施策が盛り込まれているものは含まず、令和5年4月以降においては、見舞金支給のみを目的とした条例も除外している。

等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例（以下「犯罪被害者等支援を目的とした条例等」という。）の制定及び犯罪被害者等支援のための計画等の策定がなされることが望ましいとされた。

また、日頃から、支援に携わる関係機関・団体が目的や基本認識を共有して、円滑な連携・協力を行うことができる相互に顔の見える関係作りが求められ、そのため、都道府県及び市区町村それぞれのレベルで関係機関・団体が参加する会議体を設け、犯罪被害者等支援の現状・課題の把握・改善、参加者の意識向上に向けた取組を行うことが望ましいとされた。

これらを受け、国に対し、地方公共団体における取組の後押しを行うための情報提供の充実や好事例の紹介等の取組が求められた。

イ 犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの実現

個別事案におけるワンストップサービスを実現するため、複数の異なる機関・団体で構成される「多機関ワンストップサービス」及び一つの機関・団体内における複数の部署で構成される「機関内ワンストップサービス」の双方を確立する必要があるとされた。

多機関ワンストップサービスとは、都道府県単位で構築することが想定され、犯罪被害者等からいずれかの機関・団体に相談や問合せを行えば、その相談等を受けた機関・団体を起点として、犯罪被害者等支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）に情報が集約され、コーディネーターの調整の下、様々な機関・団体から犯罪被害者等のニーズに応じた支援が一元的に提供される仕組みであり、コーディネーターは都道府県に配置することが有効であるとされた。また、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供するに当たり、それら支援を提供する関係機関・団体が集まる

会議体（支援調整会議）を開催することが最も効率的かつ迅速な方法であるとされた。

機関内ワンストップサービスとは、都道府県や市区町村のように、複数の部署が様々な支援を所管している場合、犯罪被害者等がいずれの部署に相談や問合せを行っても、そのニーズを一元的に把握した上で、必要な情報・支援が積極的に提示・提供される仕組みであり、都道府県及び市区町村では、それぞれの総合的対応窓口を設置している部署が中核的役割を担うべきであるとされた。

これらを受け、国に対し、地方公共団体職員やコーディネーター向けの研修の実施、「地方公共団体アドバイザー」の配置・運用、専門的知見・ノウハウの活用、ワンストップサービスの手引きの作成・提供、ワンストップサービス実現のための援助の検討等の取組が求められた。

(3) 地方における途切れない支援を実現するための社会資源の充実強化

犯罪被害者等支援においては、犯罪被害者等を含む国民が利用できる既存の各種制度・サービスが確実に活用される必要があるとともに、犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの一層の充実強化が望まれるとされた。これを受け、国に対し、令和5年6月推進会議決定の項目⑤「犯罪被害者等のための制度の拡充等」の取組である各種社会保障・社会福祉等制度を犯罪被害者等も利用し得ることの周知等を継続的に行うこと、地方公共団体が犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入を検討するに当たってその検討に資する情報提供を行うこと等の取組が求められた。

犯罪被害者等支援におけるDX推進については、犯罪被害者等の負担軽減と支援者の利便性向上のため、国に対し、犯給制度の裁定申請等手続のオンライン化、ポータルサイトの充実の検討等の取組が求められた。

意識改革や能力向上を図るため、同年9月から、全国を8ブロックに分け、都道府県、市区町村、都道府県警察、民間被害者支援団体の担当者を対象とする「全国犯罪被害者等支援実務者会議」を開催し、グループワークによる研修等を実施している。

また、同年度の犯罪被害者等施策の総合的な推進に関する事業において、都道府県との共催で多機関ワンストップサービスを構築するための研修等を実施している。

(3) 「地方公共団体アドバイザー」の配置・運用

都道府県のコーディネーターに対するアドバイザー機能を果たすため、警察庁においては、令和6年5月から、コーディネーターからの相談等に対応する「地方公共団体アドバイザー」として職員を配置・運用している。

(4) 職能団体に対する働き掛け

保健医療・福祉分野に関する専門的知見・ノウハウを活用して犯罪被害者等支援を実施するとともに、コーディネーターを支援・育成するため、警察庁においては、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会及び公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会等の職能団体に働き掛け、地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する協力を依頼した。

(5) 「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制構築・運用の手引き」等の作成・提供

警察庁においては、ワンストップサービスの早期実現を促進するため、令和6年9月、ワンストップサービス体制の構築や運用に役立つ情報・ノウハウ等をまとめた「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制構築・運用の手引き」を作成し、地方公共団体に提供した。

さらに、犯罪被害者等支援を目的とした条

例等及び犯罪被害者等支援のための計画等の制定・策定を促進するため、同年10月、制定・策定の意義、制定・策定済みの同条例等及び計画等に盛り込まれた犯罪被害者等支援のための実効的な事項等を紹介する「犯罪被害者等施策推進のための条例・計画～最近の動向・ポイント～」を作成し、地方公共団体に提供した。

(6) 今後の取組

警察庁においては、そのほか、取りまとめを踏まえ、オンデマンド研修教材の作成・提供、コーディネーター向け研修の実施、警察庁ウェブサイトの改修による犯罪被害者等及び支援者向けポータルサイトの充実、地方公共団体等の取組を運用面・財政面で支援する取組等の準備を進めており、引き続き、関係府省庁、地方公共団体、民間被害者支援団体等と連携し、地方における途切れない支援の提供体制の強化に向け、取り組んでいく。